

彦特審第 1 号

令和 8 年(2026 年) 2 月 17 日

彦根市長 田島 一成 様

彦根市特別職報酬等審議会

会 長 沼 尾



市議会議員の議員報酬の額、市長、副市長および教育長の給料の額ならびに

議会の会派または議員に対し交付する地方自治法に規定する政務活動費の額について (答申)

令和 7 年 11 月 4 日付けで諮問のあった標記のことについて、慎重に審議した結果、別紙のとおり答申します。

答 申 書

彦根市特別職報酬等審議会

答 申

令和7年11月4日に意見を求められた市議会議員の議員報酬の額、市長、副市長および教育長の給料の額ならびに議会の会派または議員に対し交付する地方自治法に規定する政務活動費の額については、以下のとおりとする。

- 1 「市議会議員の議員報酬の額」は、次の任期から現行の「月額40万5千円」から「月額42万円」へ引き上げることが適当であるとの結論に達した。
- 2 「市長、副市長および教育長の給料の額」は、現状のまま「据え置く」ことが適当であるとの結論に達した。
- 3 「議会の会派または議員に対し交付する地方自治法に規定する政務活動費の額」は、令和5年4月1日に「24万円」から「26万円」に改定されている経緯を踏まえ、今回は改定を行わず「据え置く」ことが適当であるとの結論に達した。

説 明

当審議会は、令和7年11月4日、「市議会議員の議員報酬の額、市長、副市長および教育長の給料の額ならびに議会の会派または議員に対し交付する地方自治法に規定する政務活動費の額」について市長から意見を求められ、同日審議会を開催し、それぞれ慎重に協議・審議した。

最近の我が国の景気は、緩やかに持ち直しの動きが見られるものの、海外景気の下振れリスクや物価上昇、供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。また、本市の財政状況については、令和6年度一般会計決算において歳出の見直しや歳入の増加により収支は前年度並みの黒字となり一定の均衡を保ったものの、公債費をはじめとする義務的経費の増加により経常収支比率や実質公債費比率が悪化しており、将来に向けて依然として厳しい状況が続くことが見込まれる。このため、財政の健全化を第一に据え、不要不急や優先順位の低い事業の見直しを徹底することが求められている。

こうした状況にあって、限られた行政資源のもとで市民ニーズに的確に対応するためには、簡素で効率的・効果的な行政体制を確立することが強く期待されている。そのうえで、特別職としての職務内容や果たすべき職責の重要性に鑑みつつ、様々な角度から検討を加え、慎重に議論を進めたところである。

審議では、まず「市議会議員の議員報酬の額、市長、副市長および教育長の給料の額」について議論を行った。議論の中で、まず市議会議員や特別職の役割と責任が増大

していること、また、県内類似市との均衡や昨今の物価上昇を踏まえた上で、報酬の引き上げを検討すべきとの意見が出された。特に、市議会議員の議員報酬については、引き上げを行うことで若い世代や多様な人材の議会への参画を促進する契機となり、議会活動の活性化につながることを期待されるとの意見が多数を占めた。

なお、議員報酬の引き上げに伴う財政負担に関する意見も出されたが、一方で、議会において議員定数を削減することを前提に検討されており、議員定数の削減がなされた場合、議員報酬を月額 42 万円に引上げても、結果として議員報酬総額は減少となることが示され、新たな財政負担は生じないことが確認された。

一方、市長、副市長および教育長の給料については、社会全体の給与水準が上昇傾向にあることや物価上昇などの社会情勢、職責に応じた待遇が必要という観点から引き上げを検討すべきとの意見も出されたが、現行の財政状況や市民感情、さらには将来的な公債費負担の増加などを踏まえ、引き上げには慎重であるべきとの意見が多数を占めた。

このような議論を経て、「議員報酬と特別職の給料、両方とも引き上げ。」という意見が一部の委員から出されたものの、最終的には「議員報酬は引き上げ。市長、副市長および教育長の給料は据え置き。」という意見が多数を占めた。

次に、政務活動費について、令和 5 年 4 月 1 日に「24 万円」から「26 万円」への改定がなされた経緯を確認し、更なる改定の必要性について検討を行った結果、現時点での改定は必要ないとの認識で一致した。

以上を踏まえ、当審議会としては、市議会議員の議員報酬の額は定数削減による総額

への影響を考慮のうえで、次の任期より「月額 40 万 5 千円」から「月額 42 万円」へ「引き上げる」こと、市長、副市長および教育長の給料の額については市民感情や現行の財政状況を重視し「据え置く」こと、政務活動費については現行の「26 万円」を「据え置く」ことが適当であるとの結論に至った。

最後に、当審議会への諮問については、審議会条例第 2 条に定めのある場合のほか、社会情勢の変化等に応じて適宜行われることが望ましいことを付言する。

以 上